

一九八二年二月一〇日の海洋法に関する国際連合条約

第一一部を実施する一九九四年の協定についての概観(四)

―とくにエンタープライズを中心に―

川上壯一郎

一 はしがき

二 一九八二年の国連海洋法条約第一一部成立の

背景

一 価値の対立

二 先進国対発展途上国との対立の構図

三 実施協定の内容

一 実施協定成立の背景(以上第九卷第一号)

二 第一一部に対する主な修正点(以上第九卷

二号)

四 市場原理の導入と人類共同遺産の観念

一 市場原理粗描

(一) 市場原理の成立

(二) 市場原理を支える法

(三) 産業革命の功罪

(四) 近代国際法と産業革命

(五) 第三次国連海洋法会議の交渉プロセス―
第一一部と関連して―

(六) 市場原理と不自由(以上十卷一号)

二 エンタープライズに対する影響

(一) エンタープライズと実施協定

(二) 理想と現実

(三) 合併方式の展開

(四) 合併方式と並行方式

(五) 合併方式の形態

(六) 合併におけるエンタープライズの役割

(七) 小括（以上本号）

三 市場原理と人類共同遺産（以下次号）

五 結論

二 エンタープライズに対する影響

(一) 実施協定とエンタープライズ

実施協定は、エンタープライズに大きな影響を与えた。条約第一一部は、エンタープライズを機構の中心機関として位置づけていた。

しかし実施協定は、エンタープライズが独立して運営を開始するまでの間機構の事務局がその任務を遂行するものとした（協定附属書第二節一項）。そしてエンタープライズは、その初期の深海底における採鉱操業を合併により行う（同節二項）こととした。つまり実施協定は、エンタープライズの経営形態を合併とすることにより、条約が先進国の企業に義務づけていた資金協力や技術移転の問題を解消しようとした。

ここにいう合併とは、エンタープライズと先進国の大企業との間で合併契約を結びそれを通じて深海底の開発を行なおうとするものである。問題は、合併という経営形態は、果して人類共同遺産の考えやそれを理念的基盤とするエンタープライズにとって望ましいものであろうか。

(二) 理想と現実

「人類共同遺産」の原理は、市場のイデオロギーを下敷にしてゲゼルシャフト的「自由」を根幹とするこれまでの海洋国際法に対する批判原理である。この観念には、総所有の観念はあれ私的所有の観念はない。⁽¹⁾生産手段の国家的所有（深海底資源についてこの言葉は当てはまるかどうか疑わしい。深海底制度はこれまでになかったまったく新しい制度である。）というマルクスの公理がまざまざとよみがえってくる。ゲルマン的共同体の理論またはこれを継承したマルクス流の共同体の理論は、ある意味において発展途上国にとって魅力があった。マルクス主義にしろ社会主義にしろこの理論が適用されるのは限定された地域、つまり革命前のロシヤと似た発展水準にある国々においてであった。

この点についてW・ブルス/K・ラスキは次のように述べている。

「……他の全ての場合―中国、後のキューバやベトナムの場合―は、共産党は、もっとはるかに深刻な経済的後進性のもとで、権力に付いたのである。先進工業国における資本主義的秩序の存続と考えあわせると、このことをふたたび奇形として説明することも、「帝国主義段階の資本主義の不均等発展」の証明として説明することも、そう簡単にはできなかった。なにか逆の合法性―経済的ならびに社会的発展の水準が低ければ低いほど、社会主義革命の機会はめぐまれている―のようなものがあるのではないかという疑念が、不可避的にだんだん大きく広がっていった。プロレタリアートとブルジョアジーとの古典的マルクス主義的対立ではなくて、植民地搾取と民族的従属に反対する闘争が、そのような革命の推進力であった。そして資本主義によって作り出された経済的潜在力のいっそう十分な利用ということではなくて、低開発、極貧および無知から救い出すという約束が、社会主義を魅力的にした。⁽²⁾」

深海底開発に関する発展途上国の考えは、まさに右の考えに依拠したものであり、エンタープライズをして社会主義的計画を推進する手段として機能せしめようとした。

しかしこの「社会主義への行進」は、頓挫せざるをえなかった。

何故ならば、この「社会主義への行進」の目的地の選定を発展途上国は見誤ったからである。

「村落共同体」を基盤とし、貨幣にまったく頼らず、自足自給農村社会を目ざすならばいざしらず、貨幣経済が行きわたり、そして市場経済が体制のいかんを問わず普遍性をもって滲透している現在の国際社会の経済体制において社会主義的計画経済をイデオロギー的に主張しえても、現実には、それが受け入れられないことは当り前のことである。発展途上国は、資本主義とつもと賢くつき合って行くべきであった。⁽³⁾

第三次国連海洋法条約発効間近になって発展途上国側は、「人類の共同遺産」が「人類の共同負担」に転化しつつあること悟ったのである。⁽³⁾そしてこのようなことを背景に実施協定は成立したのである。そしてエンタープライズの経営形態を合併とすることに発展途上国側は同意し、ここで賢しくも先進国と妥協したのである。

(三) 合併方式の展開

そこで一〇年以上にわたって行なわれた国連海洋法会議のなかで合併事業の考え方はなかったのか。

合併事業の考え方は、国連海洋法会議の初期の段階ですでにだされていた。たとえば一九七一年にランテ・アメリカ一三カ国が共同で海底平和利用委員会に提出した案がそれである。⁽⁴⁾この案は、国際海底機構（以下機構）との合併事業を提唱している。この合併事業の考え方は、第三次国連海洋法会議で絶えず問題にされた、機構が開発に当って排他的権利をもつのだという考え方と、これとは反対に私企業が排他的権利をもつのだという考え方の対立

を調和させる目的をもってだされていたということが出来る。

一九七五年にだされた非公式単一交渉草案第一部第二二条は、機構による直接開発方式を認めつつも(一項)、機構が適当と認めるときは、国又は私企業との合弁を認めていた。

しかし合弁方式の考え方は、一九七六年にだされた非公式改訂単一交渉草案のなかでは現われていない。非公式改訂単一交渉草案では並行方式が、合弁事業の代りに登場している。これ以来会議の流れは、並行方式へ向かって走りだして行くのである。その結果条約第一一部ではこの並行方式が採用されている。この間の事情は、本論叢第九巻第一号に掲載されている(一)に述べられている。

しかし合弁方式は、まったく無視されたわけではなかった。一九七九年四月二六日の第一委員会の委員長の報告は、合弁方式について次のように述べている。⁽⁵⁾

「さて私は、合弁についてより具体的な規定―エンタープライズが参加するより特殊な合弁についての規定―を導入することを主張する提案についてふれておきたい。この提案に対して多くの国―先進国又は発展途上国―が関心を示している。少なくともこの提案は、交渉にたずさわっている者の目を合弁のメカニズムに積極的に向けさせる効果をもつに違いない。合弁のメカニズムは、附属書II(現行は附属書III(筆者注))にしばしば言及されている。この附属書II(現行は附属書III(筆者注))の規定は、明確であって、取極に関し疑問や不安があったりした場合、その疑問や不安をふき払うであろう。」

先進国や発展途上国の双方が合弁方式に興味を示しているということは、合弁方式が、先進国と発展途上国との間の対立を矛げるものと解してよいのではないか。

第一委員会の委員長の指摘にもあつた通り、条約は、合併についていくつかの規定をおいている。条約の附属書 III 第一条に共同取決めに關する規定がある。まず一項で次の如く規定する。

契約は、合併事業、生産物の分配その他の形式によつて契約者がエンタープライズを通じて機構との間で行なう共同取極決めにについて規定することができる。これらの共同取決めは、改正、停止又は終了について機構との契約と同様の保護を受ける。

さらに二項は、次の如く規定する。

エンタープライズとの間で共同取決めを行なう契約者は、第一三条の規定に基づく財政上の奨励措置をうけることができる。

また三項も、エンタープライズとの間で合併事業を行う者は、第一三条の規定によつて必要とされる支払について、合併事業の持分に應じて責任を負う。ただし、同条に規定する財政上の奨励措置の適用は妨げられないと規定している。

次は第一三条の規定についてであるが、同条一項 d は次のようになつてゐる。

エンタープライズ及び發展途上国又はその国民に対する技術移転を促進するため並びに機構及び發展途上国の要員を訓練するため、契約者がエンタープライズ及び發展途上国又はその国民との間で共同取決めを行なうよう一律のかつ無差別な原則の下に契約者に対し奨励措置をとること。

また同附属書第九条一項は、次のように規定する。

エンタープライズは、各留保区域において活動を行なう意図を有するか否かについて決定する機会を与えられる

ものとし、もしもその活動を行うことを決定した場合、エンタープライズは関心を有する国又は主体との合弁事業によって当該留保鉱区を開発することを決定することができる。

ここでいう主体とは、条約第一五三条二項bの規定に基づき深海底における活動を行う資格を有する主体をさす。ちなみに条約一五三条二項bに規定されている主体とは次のものをさす。

機構と提携することを条件として、締約国、国营企業又は契約国の国籍を有しもしくは締約国もしくはその国民によって実効的に支配されている自然人もしくは法人であつて当該締約国によって保証されているもの並びにこのbに規定する者の集団であつたこの部及び附属書IIIに定める要件を満たすもの。

また附属書III第九条二項及び三項は、エンタープライズが留保鉱区における活動を行なうに当つての指針を次の如く規定する。

エンタープライズは、その活動の一部を行うために附属書IV第一二条の規定に基づいて契約を締結することができる。またエンタープライズは、当該活動を行うために、条約第一五三条二項bの規定に基づき深海底における活動を行なう資格を有する主体との間で合弁事業を開始することができる。エンタープライズは、当該合弁事業を検討するにあたり、発展途上国である締約国及びその国民に効果的な参加の機会を与える(二項)。

エンタープライズは、二項に規定する契約及び合弁事業に関する実質的及び手続的な要件及び条件を機構の規則及び手続に定めることができる(三項)。

二項でいう附属書IV第一二条の規定とは、エンタープライズの事業計画に関する規定である。
附属書IVは、エンタープライズ規定であり機構の構成を次のように定める。

エンタープライズは機構の機関であり、深海底における活動を直接に行い、かつ深海底から採取された鉱物の輸送、製錬及び販売を行なう（第一系）。又エンタープライズの構成は、総務会、事務局長及びその任務の遂行に必要な職員から成る。総務会は、エンタープライズの業務に対して指示を与える機関であるが、合併と関連して条件を設定し交渉を許可し、並びに当該交渉の結果を承認することが総務会の権限及び任務のうちの一とされている（第六条g）。

右に概観した諸規定は、明確な形で合併事業の姿を浮きぼりにしている。

(四) 合併方式と並行方式

(イ) 合併方式と並行方式との相異点

先にも若干ふれたが、合併方式と並行方式はたえずシーソー・ゲームをやってきたといえる。第三次国連海洋法会議の推移からみると、当初合併方式が主張され、そして会議で並行方式がとりあげられるや合併方式は並行方式の影に隠れ、また並行方式の不備が指摘されるようになると又合併方式が頭をもちあげるといふ関係が両者の間にはあった。そこで問題にしたいのは、両者はまったく同一基盤のうえで成立するものかという点である。第三次国連海洋法会議は政治の場であり、条約は、この政治的妥協の産物なのである。筆者の見るところでは、会議では両者は同一基盤の上に立つとか、いや異質のものであるかということを意識して各国代表が交渉にのぞんだとは到底考えられない。またそれを実証する資料を筆者は未だ目にしていない。これを明らかにすることは学問の任務であるが、いずれにしても両者は同質基盤にあるかないかによって、両者は対立関係にたち、お互いに他者を排斥するという効果も生まれてくる。

そこで両者の違いを四点にしぼってこれから考察することにする。

第一点は、国連海洋法条約のレジームの目的をいかに効果的に達成できるかといった点である。これには次の点に注目しておく必要がある。並行方式は、結果としてエンタープライズと先進私企業との間に競争関係をもたらすという⁽⁶⁾ことである。両者が別個に操業すれば必ず競争となり、力のある先進私企業は有利な立場にたつ。そのギャップを埋めるために条約は、資金協力や技術移転を先進国に迫ったのである。又逆に先進国は、この要求に対して無関心をよそおったのである。先進国は、発展途上国が支持するエンタープライズをビュロクラテックなモノポリーと非難し、市場における競争の必要性を主張したのである。ところが発展途上国側も競争を意識していたのである。だからそれに耐えられるエンタープライズを作ろうとした。結局並行方式は不平等を生み出す原因を作り出すことになろう。

このような並行方式に対して合弁方式はあくまでも提携関係を基礎におく。いわゆるパートナーシップ関係である。パートナーから何を期待できるかということが合弁に踏みきらせる動機となる。もちろん合弁契約は、エンタープライズと操業者とを対等な立場におかしめ、しかも信頼を基礎として締結される。

競争関係と提携関係、両者は異質のものといわざるをえない。⁽⁷⁾人類の共同遺産の理念からすれば、提携関係を基礎とする合弁方式の方がより現実性があるとみるべきであろう。

第二の点についてである。これは技術移転についての問題である。技術移転について条約は、並行方式の下での技術移転と合弁の下での技術移転と二つのケースを規定している。並行方式の下における技術移転は、申請者が、機構に対してつまりエンタープライズに対して技術移転の義務を負う(第一四四条)。この技術移転は、申請者が、

機構と契約を結ぶときに開発への参加条件として行われるものである（附属書Ⅲ第五条一項）。従って並行方式の下での技術移転は、このエンタープライズへの技術移転なくして、国又は私企業は、機構と契約を結ぶことができなくなる。

これに対して合弁方式のもとにおける技術移転は、附属書Ⅲ第五条六項が規定しているように「エンタープライズとの合弁事業においては、技術の移転は、合弁事業の合意に従って行なわれる。見方によっては、附属書Ⅲ第五条六項の規定は、同条が規定する強制移転をカモフラージュしているもののように見えるが、第五条六項だけを取りだしてみるならばそうではないように思える。合弁契約は、提携関係を基礎に、エンタープライズとパートナーとの間で相互的利益を考慮しながら信頼関係に立つて締結されるであろうから、合弁方式のもとにおける技術移転は、並行方式における強制的技術移転とは質が違ふといわざるをえない。準備委員会の非公式会合での一般的意見として合弁のパートナーは、エンタープライズに対して利用可能な技術を提供しなくてはならないこと、そうすればエンタープライズは、必要な技術を取得するのに問題はなくなるといふ意見が大勢を占めていたということである。

第三にあげる両者の相異点は、合弁方式の方が並行方式とは異なり、柔軟な経営形態をもたらしという点である。すなわち合弁の方が先進国にとつてもまた発展途上国にとつてもなじみ深い経営形態である。合弁は、現在石油採掘等各分野で利用されている。これまで国際機関を相手方とする合弁の先例はないにしても、国又は公企業を相手とする外国民間企業との間の合弁の例は多い。とくに発展途上国における公的合弁事業（Public Joint Ventures）の成功例は多い。⁸⁾ 公的合弁事業というのは、先進国の私企業と発展途上国が共同して出資して合弁を設立し、合同

でそれを経営するという内容のものである。

合併の相手方の選択は自由であり、交渉は経済的配慮の下で行なわれる。利益、リスクといったものは各々分担する範囲内で決定される。

並行方式の下では私企業が深海底開発に参加する場合申請手続が非常に煩雑である。この点合併方式の方がより簡単な参加が望める。

第四点は、先進国と発展途上国との対立関係からみると、合併方式の方がこの対立関係を解消させる可能性を多くもっているということである。たしかに先進国の私企業は、一社でまたは他の先進国の私企業と共同で深海底開発を進める能力は十分に持っている。だから何も貧乏なエンタープライズと好きこのんで合併を組む必要もなければ又それを欲もしないであろう。

しかしながら人類共同遺産のレジューが確立している以上先進国のためにも又先進国の私企業のためにもエンタープライズとの合併は引きうけざるを得なくなろう。経済的に富んでいる国は、このレジューの下における深海底開発は、ただ己れの利益だけを満足させればそれでよいということはできないことを悟っている。彼等は、いやが応でも発展途上国の立場をも考慮せねばならなくなっている。経済的、政治的、法的な活力を確保するためにも、先進国は、このレジューの下では発展途上国と利益を分かち合はなければならないという意識が強く働いている。⁽⁹⁾このような事情に相応する開発方式は合併方式以外にはあり得ない。

(ロ) 合併方式と並行方式との関係

さて次に問題になるのは並行方式との関係である。両者はまったく異質のものであることは右に述べた。そこで

合弁方式と並行方式とを一つの条約のなかで併存させておくことは可能かといった問題が次に問われなければならない。

合弁方式と並行方式とを併存させるといった考えは⁽¹⁰⁾なくもない。しかし合弁方式と並行方式とを条約のなかで併存させた場合、深海底開発に参加する私企業に、並行方式をとるかそれとも合弁方式をとるか⁽¹⁰⁾の選択を与えることになる。そうなると多分多くの場合企業は合弁方式を選ぶであろう。並行方式の下では、先にも少しふれたが、深海底鉱業を申請するにあたって煩雑な手続をふまなければならないからである。これに比して合弁方式は、煩雑な手続をふむ必要はなく、エンタープライズと対等の立場で取決めに結ばよいのであって、このことをもつとして柔軟性は合弁方式の方にある。

又合弁方式は、パートナーの役割分担を明確化することができる。たとえば、機構が区域に対して権限を有しかつ人類の共同遺産を管理する。他方企業は、資金、技術、ノウハウを提供する。このような共同行為がスムーズに行われる可能性は合弁方式の方が高い。

パルドーはいう。「並行方式は、悪い政治的妥協の産物である。国家の管轄区域を越える深海底における操業を国際的統制の下におこうとする独占的又はビューロクラティックなエンタープライズを作することを主張した発展途上国にとって必要のないものであるし、又ランセンス方式を主張した先進国にとっても必要はない。要は、機構とマンガン団塊の採取を欲する主体との間で⁽¹¹⁾の平等を基礎とする合弁方式であるべきだ。」

並行方式は、パルドーも述べている如く、先進国と発展途上国の政治的妥協の産物で、中味をみればボルゲーゼも指摘しているように「木に竹をつなぐ」方式なのである。⁽¹²⁾並行方式は条約に規定されていても結局は用いられず

仕舞になるのではないだろうか。

(五) 合弁方式の形態

それで合弁方式をとるとして、どのような合弁方式つまり経営形態が考えられてきたかについて次にみてみよう。

準備委員会の第二特別委員会 (Special Commission 2-SC 2) にだされた提案を大別すると二つに分けられる。一は、オーストリア提案の考え方⁽¹³⁾、他は、ベルギー、フランス、西ドイツ (現ドイツ)、イタリア、日本、オランダ、イギリスの共同提案 (先進七カ国提案⁽¹⁴⁾) の考え方である。

前者のオーストリア提案は、暫定期間たとえば実際の操業が開始されるまでの間合弁を組むといったもので、エントナープライズができる以前にエントナープライズの代りに準備委員会が合弁を組むことを提案している。この提案には、決議IIの多金属製団塊に関する先行活動における先行投資の規律の下での最初の鉱区の開発及び人員の訓練を行なう先行投資者の義務を実施することも含まれている。この提案でいう合弁は、深海底の開発、埋蔵量の評価、採取された鉱物の輸送、製錬及び要員の訓練を行なうことになっている。

合弁の目的は、機構が、深海底開発の分野で技術面でおくれをとらないようにすることである。

後の先進七カ国提案は、国連海洋法条約に規定されている条件の下でいかなるタイプの合弁がエントナープライズにとって適しているか、合弁契約のモデル作りを意図している。国連海洋法条約の下で一方の当事者をエントナープライズとして、他方の当事者に私企業 (多国籍企業を含む)、国营企業、コンソシアム (投資者) をおき双方を平等関係に立たせ合意の下で契約を取決める。この提案は、新しい法人格を有する操業会社 (the Operating Company)

の設立を提案している。この操業会社は、採鉱業務のみを扱い、輸送、製錬といったものは外される。この提案が意図するところは、深海底開発にあたってただちに操業しうる合併を作ろうというのではなく、深海底の鉱物資源に対する依存度が高くなり深海底開発が現実になった時に用いられるモデルを提供しようということにある。

右の二つの提案のもっとも異なっている点は、第一に合併が、採鉱時のみに限られるのか又第二に合併が輸送、製錬、販売といったものをも含んだ活動をするかといった点である。この点については考え方も分かれて⁽¹⁵⁾いる。一つの見解によると、先進七カ国提案のように採鉱についてののみ合併契約に含ませればそれでよいとする考え方を示している。これによる採鉱のみが機構の管轄権の内に入ると考えられる。だから輸送、製錬、販売は機構の管轄権外におくべきだといっているのである。その理由は、製錬プラントは、いずれかの国の領域内におかれるから、製錬のための合併は、国家の管轄権を考慮せざるをえないことになるからである。従ってこの見解の結論は、製錬とか販売といった仕事をエンタープライズに担当させることは当をえていないし、またこのような分野は、深海底合併の外に自己のビジネス・オペレーションの一部として深海底から採取された鉱物を製錬し販売する鉱業合併会社を設立しそれに委ねるのが得策だといっているのである。

このような見解に対して右のオーストリア提案のように、エンタープライズとの合併は、採鉱の段階のみならず、製錬、販売といった一連の操業を含めるべきであるという考えを示す者もいる。この見解に従うと、製錬とか販売といった一連のオペレーションは、通常一つのシステムのなかに含まれているのではないかというのである。そこでどの範囲でこの合併は製錬をするのか、また輸送業務にたずさわるのか否かが問題となるが、これら諸

問題には柔軟に対応する必要があると説くのである。

いずれの立場をとるにしても細目は、合弁契約を取決めるにあたってエンタープライズと企業との間で決定されるよう。とくに合弁の形態、経営に関する条件、利益配分、損害の分担、責任、紛争解決等々細目は多岐にわたっていくであろう。しかし深海底開発事業が実際には来世紀に入ってから開始されるといった現状では、今すぐここで細部にわたって細目をきっちり決めておく必要はないと思われる。もしも機構が規則やガイドラインを設定しようというならば、事情変更を予測した柔軟なものでなければならぬであろう。

(六) 合弁におけるエンタープライズの役割

エンタープライズが企業と交渉する際に問題となるのは、両者の平等性の確保である。合弁契約を結ぶにあたって両者を平等関係にたたせるということは、何も「契約自由の原則」をもちださなくとも解り切ったことである。合弁の相手方のなる先進国の私企業は、資金力や技術力はある。しかしエンタープライズには資金も技術もない。機構やエンタープライズにあるのは、人類の共同資産という深海底鉱物資源である。この点エンタープライズの交渉力は弱まるのではないかという懸念もでてくる。

この点をカバーするためにエンタープライズを初期の採鉱の段階で人類の共同遺産の管理機関である機構の行政機関として発足させるという考え方もある。この行政機関は、管理機関として管理部門を担当することになる。もちろん管理部門には優秀なスタッフを必要しようが、このようにエンタープライズを管理部門におくことによつてエンタープライズの交渉力は増大することとなる⁽¹⁶⁾。

懸念される二つの事柄を付記しておきたい。

一は、エンタープライズが管理部門を担当することによりエンタープライズが官僚的すなわちビューロクラティックな機構に展化しはしないかといった点である。

二は、開発が利益中心主義となり己れのみ利潤追求に走りはしないかといった点である。
 条約一四〇条は次の如く規定している。

1 深海底における活動については、沿岸国であるか内陸国であるかの地理的位置にかかわらず、また、発展途上国の利益及びニーズ並びに国際連合総会決議第一五一四号（第一五回会期）及び他の関連する総会決議に基づいて国際連合によって認められた完全な独立又はその他の自治的地位を獲得していない人民の利益及びニーズに特別の考慮を払って、この部に明示的に定めるところに従い、人民全体の利益のために行う。

2 機構は、第一六〇条二(f)(i)の規定により、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の衡平な配分を適当な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことを定める。

特に第二の点については、この条約一四〇条の規定が精神的目標とならう。

(七) 小括

総括していうと将来のエンタープライズの操業は、合弁方式を通じて行なうのがもっとも妥当な方式だと考える。国際社会全体を代表するエンタープライズを一方の当事者におきそして他方に私企業（国营企業を含む。）を置いて両者の協力により生起する問題を解決していくといった方法は、「木に竹をつないだ並行方式よりも効果的に機能しよう。エンタープライズと私企業ないしは国营企業は、各々の側の利益が尊重されるよう合弁を組むことにならう。各々の側に特別な義務を課して双方を別個にとり扱う並行方式よりも両者を一体化してとらえる合弁方式

の方が、深海底鉱業の統一性を確保できる。

現在国際機関を相手方とする合弁はない。しかし他の分野での公的合弁事業が参考となるであろう。

ただしここで気を付けておかななくてはならないことは合弁のもつメリットの面とデメリットの面である。村松司叙教授は、この両面を次に述べておられる⁽¹⁷⁾。まずメリットの面であるが、筆者が右に指摘している点とほぼ同じであるので同教授があげている項目だけをあげておく。

- (イ) 投資上の制約の回避
 - (ロ) リスクの回避
 - (ハ) 国際摩擦の回避
 - (ニ) 技術・技能など両パートナーの強みの融合
- 次にデメリットの面であるが、同教授は次の点をあげておられる。
- (イ) マネジメント・スタイルの相異、合弁事業がうまく成立し、運営されるためには両パートナーの意見一致が大前提であるが、もちろん両者間に意見不一致が生ずる可能性もある。両パートナー間で、経営意思決定のやり方、マネジメント・スタイルの面でズレが生じてくると、全ての面でうまくいかなくなる恐れがある。
 - (ロ) 失敗した場合の悪影響 合弁が失敗に終わった場合予想以上の損失がでたりしたりすることがある。同教授は、失敗の原因を次の二つに分けて考察したおられる。
 - (a) スタート時に難しい階段を乗り切れなかった場合。
 - (b) 双方のパートナーにとって合弁が最良の代替案でなかったが、現実のさまざまな制約、法制度・課税問

題・工業特許権のような面での制約があったために合併が次善策として採用された場合。同教授の所説は、そのものの形で深海底合弁事業にあてはまらないであろうが参考になる。

- (1) René-Jean Dupuy / Daniel Vignes Ed, *A Hand-book on the New Law of the Sea*, 1991, p. 579.
- (2) 佐藤経明・西村可明訳 W・ブルス/K・ラスキ マルクスから市場へ 経済システムを構築する社会主義 岩波書店 二二八頁。
- (3) 北原淳 共同体の思想 村落開発理論の比較社会学 世界思想社 四七頁以下及びW・ブルス/K・ラスキ前掲 訳書 二四〇頁以下は参考になる。
- (3) Lennox F. Ballah, the Universality of the 1982 UN Convention on the Law of the Sea: Common Heritage or Common Burden? Proceedings of the Qatar International Law Conference' 94, International Legal Issues Arising under the United Nations Decade of International Law, Ed. by Dr. Najeeb Al-Naumi and Richard Maese, p. 362.
- (4) A/AC/138/49.
- (5) Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official Records, Vol. XI, p. 97.
- (6) Yuwen Li, Transfer of Technology for Deep Sea-Bed mining, The 1982 Law of the Sea Convention and Beyond, 1994, P. 256.
- (7) しかし合弁を組んでいない企業との競争はありえない。市場における競争原理にエンタープライズもまた合併の相手方に従わなくてはならない。詳細は「Economic Commission for Europe, East. West Joint-Venture Contracts UN Doc. ECE/TRADE/165, p. 9.
- (8) Department of Technical Co-operation for Development, Public Joint Ventures in Developing Countries, Organization, Management and Critical Issues, UN Doc ST/TCD/SER. E/6, p. 71 註文の備考を参照

- (9) Yuwen Li, *op. cit.*, p. 257.
 - (10) 「日本の点」 Yuwen Li, *op. cit.*, p260 以下を参照。
 - (11) Arvid Pardo, the Convention on the Law of the Sea: A Preliminary Appraisal, San Diego Law Review, Vol. 20, 1982-83, p. 500. Foot Note 45. Takeo Iguchi, Perspective on Proposed Revision in Part XI, 1994 Rhodes Papers, Entry into Force of the Law of the Sea Convention, Ed by Myron H. Nordquist and John Norton Meore, p. 139
 - (12) Elisabeth Mann Borgese, the New International Economic Order and the Law of the Sea San, Diego Law Review, Vol. 14, Nr. 3, p. 590.
- パラは、注(3)で紹介した論文でオランダが提出した Non-Paper¹¹ 筆者は未だに目にしていない¹²を引合いに、
だして次の様に述べている。
- 「多くの国にとってエンタープライズは、人類の共同遺産の原則を具現している。機構の手足として区域の資源を探索・開発することにあたってすべての国の参加を容認している。エンタープライズを流産させてしまうことは、このような国にとって人類の共同遺産を崩すとみえるかも知れない。……オランダ代表のノン・ペーパー(一九九二年八月七日) 〓これは一九九二年八月六日から七日にかけての非公式協議のために作成されたものであるが¹³のなかでオランダ代表は、人類の共同遺産の概念は、条約第一一部の中心をなすものであり、又一般的に受け入れられかつ又簡素化された深海底レジームもこの概念に包含されなければならないことを認めている。しかしオランダ代表は、健全な商業原則に基づく深海底レジームと国際コミュニティの利益との均衡をはからなければならないとしている。非公式協議に「共同負担(Common Burden)」の考えを持ち込んだのは、このオランダ代表その人である。オランダ代表は、次のようにいう。エンタープライズは、たった一つの商業活動にしか従事しないであろうから、又エンタープライズは、多角的に活動する私企業たるコンソシアムとは異なっているから、最初の操業もしくは操業後世界の鉱物市場が崩壊すると、もろに財政的リスクをかぶることになる。ペーパーは更につづけていう。

エンタープライズは、私企業が有しているような他の業種で損失や投資を帳消できるような能力を有していない。このペーパーの考えは、エンタープライズが、このような莫大なリスクを負う経済上・財政上のいわれはない。そこで「人類の共同遺産」は、「人類の共同負担」に変容する。このペーパーは、そこで相談だがと次のことを持ちかける。ごく限られた活動にしか従事せず又国に財政負担をかけるような無責任な公的な企業を作る必要は無いのではないか。そしてこのペーパーは、エンタープライズ無しに効果的且つ柔軟な深海底レジームを行ううエンタープライズに代る別のアプローチを提案している。そして私企業に探索・開発から生じるリスクや莫大な費用を負担させるよう提案している。エンタープライズに代るシステムとしてペーパーは、ロイヤリティのシステム又は利益に対する課税システムを指摘している。このペーパーは、口先では人類の共同遺産原則についてふれているが、実際は、エンタープライズを骨抜きにしてエンタープライズを取り除こうというのが狙いである。多くの先進国は、このペーパーに賛成したが、しかし非公式協議では積極的にブッシュしなかった。彼等は、期待したよりも早く非公式協議が失敗する原因となることは百も承知であったからである。このエンタープライズ無用論は、一つの極端な考え方だと見える。

(21) Austria : Revised proposal for Joint Enterprise for Exploration, Research and Development in Ocean Mining (JEFFERAD), LOS/PCN/SCN, 2/L. 2, 28 February 1984. Austria : Revised proposal for a Joint Enterprise for Exploration, Research and Development in Ocean mining (JEFFERAD), LOS/PCN/SCN, 2/L. 2/Rev. 1, 10 August 1984 and LOS/PCN/SCN, 2/L. 2/Rev. 1/Corr. 1, 27 August 1984.

Austria : Executive Summary of revised proposal for a Joint Enterprise for Exploration, Research and Development in Ocean mining JEFFERAD), LOS/PCN/SCN, 2/L. 2/Rev. 2, August 1985.

右の文書は、Renate Platzöder, 'The Law of the Sea : Documents 1983-1989 Vol. V pp. 271-306 に収録されている。

(14) Proposal on joint venture-Proposal by the delegations of Belgium, France, the Federal Republic Germany,

Italy, Japan, the Netherlands and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, LOS/PCN/SCN. 2/ WP. 4, 27 August 1984. 1) の提案の部類に入るものと見做す提案がある。A model joint venture agreement for sea-bed mining submitted by the delegation of the Federal Republic of Germany, LOS/PCN/SCN. 2/WP. 5, 15 October 1984 and LOS/PCN/SC. 2/WP. 5/Corr. 2, 9 January 1985.

1) の文書も前掲 Renate Platzöder の文書集三九七頁から四三三頁に収録されている。

(15) 議論の対立点に「ユウェン」は Yuwen Li, op. cit., p. 262 にて「ユウェン」と認められている。

(16) Yuwen Li, op. cit., p. 261.

(17) 村松司叙 国際合弁の構造と戦略 村松司叙編 国際合弁戦略 中央経済社 八頁以下。